

新型コロナウイルス感染症の影響により、団体などの活動の継続に影響が出ています。町では、新しい生活様式などに対応し感染防止対策を講じながら実施する自主的な地域活動に対して、「新しい生活様式等に対応した協働のまちづくり交付金」を交付します。

対象団体
町内に活動拠点のある約5人以上の団体

対象事業
町の地域づくりを目的とした地域の課題解決に向けた取組、地域の素材を生かした取組、活動に必要なコロナ感染防止対策用品の購入など

交付金額：1団体30万円以内

問い合わせ先
まちづくり推進課 ☎46-5578

**まちづくり活動の継続を応援します！
協働のまちづくり交付金事業を募集**

「交通災害共済」の加入申し込みを受け付けます

交通災害共済とは
「若手県市町村総合事務組合」が実施する、県民を対象とした共済制度で、道路上での自動車、バイクおよび自転車などの交通に伴う事故により入院や通院または死亡されたときに、見舞金を給付します。

加入申し込み方法

- ▽加入申込窓口
 - ①県内の各金融機関窓口
 - ②町民福祉課
- ▽加入申込期限
 - ①金融機関：9月30日(木)
 - ②町民福祉課：7月30日(金)
- ▽その他
 - 申込み用紙は、平泉町広報6月号と一緒に全戸に配布済

見舞金
▽傷害：2～30万円
▽死亡または高度障害：110万円

※見舞金の請求は、事故のあった日から2年以内に手続きが必要です。

申し込み、問い合わせ先
町民福祉課 ☎46-5562

共済掛金
1人400円

共済期間
8月1日(日)～4年7月31日(日)

※ただし、加入受付日が8月1日以後の場合は受付日の翌日からとなります。

みですが、各金融機関や町民福祉課の窓口にもあります。

自宅周りの環境整備に取り組みましょう

町では、平泉の景観を守るとともに、世界遺産のまちにふさわしい環境にするため、平泉世界遺産の日にあわせて6月27日(日)を基準日として町内全域で環境整備活動を推進しています。

本年度の活動につきまして

問い合わせ先
世界遺産推進室 ☎46-2218

**「生活もウイルス予防も蛇口から」
6月1日から7日第63回水道週間です**

水は私たちのくらしと命を守るために無くてはならないものです。また、水は限りある資源です。無駄にしないよう大切に使いましょう。

水道週間の一環として児童書道展を開催し、町内小学校および

問い合わせ先
建設水道課 ☎46-5569

新たな避難情報の運用が始まりました

「令和元年台風19号」では、1都12県309市町村に大雨特別警報が発令され、河川の決壊や土砂災害など広範囲に甚大な被害が発生しました。この豪雨において、避難しなかった・避難が遅れたことによる被災が多かったことなどの課題等を踏まえ、内閣府では災害対策基本法の改正と合わせ、令和3年5月に「避難情報に関するガイドライン」を改定しました。

1. 避難情報に関するガイドラインの改定による主な変更点

- 【警戒レベル5】緊急安全確保
 - ▷これまで用いていた「災害発生情報」から「緊急安全確保」に名称が変更になりました。
 - ▷災害が発生・切迫し、避難場所などへの避難がかえって危険であると考えられる場合に直ちに安全確保をしてください。
- 【警戒レベル4】避難指示
 - ▷これまで用いていた「避難勧告」と「避難指示(緊急)」が「避難指示」に一本化されました。(避難勧告は廃止となります)
 - ▷これまでの避難勧告のタイミングで避難指示が発令されます。
- 【警戒レベル3】高齢者等避難
 - ▷これまで用いていた「避難準備・高齢者等避難開始」から「高齢者等避難」に名称が変更になりました。
 - ▷危険な場所に住んでいる高齢者などは、警戒レベル3が発令されましたら避難しましょう。また、高齢者など以外の人も避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難しましょう。

2. 開始時期 令和3年5月20日

3. 警戒レベルごとの避難情報等ととるべき行動

警戒レベル	避難情報など	とるべき避難行動など
警戒レベル5	緊急安全確保 (町が発令)	●発令される状況：災害が発生または切迫 ●とるべき行動：命の危険 直ちに安全確保 避難所等へ避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する
警戒レベル4	避難指示 (町が発令)	●発令される状況：災害のおそれが高い ●とるべき行動：危険な場所から全員避難 危険な場所から全員避難(立退き避難または屋内安全確保)する
警戒レベル3	高齢者等避難 (町が発令)	●発令される状況：災害のおそれあり ●とるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 避難を完了するのに時間を要する高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難または屋内安全確保)する
警戒レベル2	大雨注意報 洪水注意報など (気象庁が発表)	●発令される状況：気象状況悪化 ●とるべき行動：自らの避難行動を確認 防災マップ等により自宅や施設等の災害リスクや避難経路、避難のタイミング等を再確認するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する
警戒レベル1	早期注意情報 (気象庁が発表)	●発令される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●とるべき行動：災害への備えを高める 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める

詳しくは内閣府「防災情報のページ」をご覧ください。